各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課 各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課 大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課 文 部 科 学 大 臣 所 轄 各 学 校 法 人 担 当 課 大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 担 当 課 構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を 受けた地方公共団体の学校設置会社担当課 独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課 各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課 厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 文部科学省初等中等教育局教育課程課 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当) 文部科学省高等教育局高等教育企画課

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

環境省より、北海道美唄市において令和5年10月4日(水)に回収されたハシブトガラス1羽の死亡個体から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が検出された旨の発表があり(別紙1)、政府においては、鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議が開かれ、情報共有がなされたところです(別紙2)。

各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点について、 設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校(以下、専修学校・各種学校を含む)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

- 1. 一般的な感染予防対策の徹底 児童生徒等に対し、手洗いなどの一般的な感染予防対策を徹底させること。
- 2. 児童生徒等や教職員等に対する野鳥・家きん・飼育動物等への対応等の周知徹底等環境省作成の「野鳥との接し方」(別紙3)を参考にし、
 - (1) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
 - (2) 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手 袋等を使用してください。
 - (3) 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
 - (4) 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
 - (5) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。
 - (6) また、鳥や動物を飼育している場合については、それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

3. 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

(本件照会先)

<学校における保健管理について> 文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課保健管理係 TEL 03-5253-4111 (内線 2976)

<学校における飼育動物について> 文部科学省初等中等教育局 教育課程課教育課程第一係 TEL 03-5253-4111 (内線 2903)

<専門高校における飼育動物について> 文部科学省初等中等教育局 参事官(高等学校担当)付産業教育振興室 TEL 03-5253-4111 (内線 2384)



環境省報道発表

令和5年10月11日(水)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について (陽性確定 北海道美唄市(野鳥国内1例目))

<北海道同時発表>

- 北海道美唄市で令和5年10月4日(水)にハシブトガラス1羽の死亡個 体が回収され、同日に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザ ウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
- 上記について、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施し たところ、同年 10 月 11 日(水)に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H 5 亜型)が検出された旨の報告がありました。
- 本事例は、今シーズンで一例目の野鳥における高病原性鳥インフルエン 3. ザの確認事例となります。
- 国内単一筒所で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、 4. 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを令和5年10月11日(水) 付けで「対応レベル2」に引き上げ、野鳥における監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室

係

表:03-3581-3351 通:03-5521-8285 直 長:宇賀神 知則 室長補佐:村上 靖典 長:木富 正裕

抇 当:兼松 賢人

■ 詳細情報

		場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視 重点区域
	回 収 日	都 道 府 県	市 町 村	検 体 の 種 類	鳥 種 名	結果判明日	結果	結 果 判 明 日	結 果	指 定 日
野鳥国内 1 例目	10/4	北海道	美唄市	死亡野鳥	ハシブト ガラス	10/4	陽性	10/11	H5 亜型高病原性 鳥インフルエンザ	10/4

■ 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベル*について、本日付けで「対応レベル2」に引き上げ、全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査を強化します。

※ 対応レベル

対応レベル 1	発生のない時(通常時)
対応レベル 2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合(国内単一箇所発生時)
対応レベル3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野 鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合(国内複数箇所発生時)

ただし、近隣国での発生情報等により、対応レベルを引き上げることがあります。

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活において鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や 市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

環境省では、各都道府県内でのシーズン初確認、国内希少野生動植物種での発生など、 緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の場合には、下記環境省ホームページで 鳥インフルエンザの発生状況を公表しています。

【参考情報】

- 高病原性鳥インフルエンザに関する情報(環境省ホームページ)
 http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
- 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議幹事会(野鳥)

日 時:令和5年10月11日(水)

会 場:持ち回り開催

議 題:北海道美唄市で回収されたハシブトガラスから

の高病原性鳥インフルエンザウイルス検出への

対応について

配付資料:

- 【環境省】野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生 状況について (陽性確定 北海道美唄市 (野鳥国内 1 例 目))
- 【環境省】北海道での高病原性鳥インフルエンザ(H5 亜型)の確認に伴う野鳥サーベイランスの対応レベルの引き上げについて
- 【農林水産省】高病原性鳥インフルエンザ対策について



環境省報道発表

令和5年10月11日(水)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について (陽性確定 北海道美唄市(野鳥国内1例目))

<北海道同時発表>

- 1. 北海道美唄市で令和5年10月4日(水)にハシブトガラス1羽の死亡個体が回収され、同日に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
- 2. 上記について、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、同年 10 月 11 日(水)に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H 5 亜型)が検出された旨の報告がありました。
- 3. 本事例は、今シーズンで一例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認事例となります。
- 4. 国内単一箇所で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを令和5年10月11日(水) 付けで「対応レベル2」に引き上げ、野鳥における監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室

代 表: 03-3581-3351 直 通: 03-5521-8285 室 長:宇賀神 知則 室長補佐:村上 靖典

係 長:木富 正裕 担 当:兼松 賢人

■ 詳細情報

		場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視 重点区域
	回 収 日	都 道 府 県	市 町 村	検 体 の 種 類	鳥 種 名	結果判明日	結果	結 果 判 明 日	結 果	指 定 日
野鳥国内 1 例目	10/4	北海道	美唄市	死亡野鳥	ハシブト ガラス	10/4	陽性	10/11	H5 亜型高病原性 鳥インフルエンザ	10/4

■ 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベル*について、本日付けで「対応レベル2」に引き上げ、全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査を強化します。

※ 対応レベル

対応レベル 1	発生のない時(通常時)
対応レベル 2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合(国内単一箇所発生時)
対応レベル3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野 鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合(国内複数箇所発生時)

ただし、近隣国での発生情報等により、対応レベルを引き上げることがあります。

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活において鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や 市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

環境省では、各都道府県内でのシーズン初確認、国内希少野生動植物種での発生など、 緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の場合には、下記環境省ホームページで 鳥インフルエンザの発生状況を公表しています。

【参考情報】

- 高病原性鳥インフルエンザに関する情報(環境省ホームページ)
 http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
- 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

事 務 連 絡 令和5年10月11日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室長

北海道での高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)の確認に伴う 野鳥サーベイランスの対応レベルの引き上げについて

今般、北海道美唄市において死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザ (H5亜型) が確認されました。

このため、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に基づき、<u>野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル2」に引き上げます。</u>

なお、本年度から、渡り鳥の飛来初期に高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見する観点で、9月~10月を早期警戒期間として、対応レベル3相当の死亡野鳥等調査の実施をお願いしているところですが、サーベイランスの実施に当たっては、引き続き、令和5年8月31日付で発出した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について」(環自野発第2308311号環境省自然環境局野生生物課長通知)及びマニュアルに従い、監視体制の強化等について万全を期すようお願いします。

<本件連絡先>

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室

担当者名:木富、兼松 TEL:03-5521-8285

Mail: MASAHIRO_KITOMI @env.go.jp <u>KENTO_KANEMATSU@env.go.jp</u>

関係府省广連絡会議幹事会

農林水産省

令和5年10月11日

0 ന 4 過去の発生事例~近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応 北米の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況 欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況 高病原性鳥インフルエンザとは Ø ტ 4

高病原性鳥インフルエンザとは

(1) 原因 (病原体)

と判定されたA型インフルエンザウイルス

(2) 対象家きん

及び七面鳥 ほろほろ鳥 だちょう、 が 世 あひる、うずら、



(3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色) 。 承 **쩒、**鼻水、

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。 ※人獣共通感染症:海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエン ザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告

発生状況 **(4**)

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、 直近では、平成56、28、29、令和2、3年度に発生。 ※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べること

鶏肉や鶏卵を食べること 鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている により、

過去の発生事例~近年の高病原性鳥インフルエンザの発生~

〈平成15年度の発生〉H5N1亜型(高病原性)

.※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生) 1~3月···3府県4事例 約27万羽(山口県、大分県、京都府)

〈平成18年度の発生〉H5N1亜型(高病原性

1~2月・・・2県4事例 約16万羽(宮崎県、岡山県)

〈平成22年度の発生〉H5N1亜型

二重県、 11~3月…9県24事例 約183万羽(島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、 **奈良県、和歌山県、千葉県**)

〈平成26年度の発生〉H5N8亜型(<mark>高病原性</mark>)

4月・・・1県1事例 約10万羽(熊本県)

山口県、岡山県、佐賀県) 〈平成28年度の発生〉H5N6亜型(高病原性) 12~1月…4県5事例 約35万羽(宮崎県、

宮崎県、熊本県、岐阜県 11~3月…9道県12事例 約166万羽 (青森県、新潟県、北海道、

:平成29年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

平成30年1月・・・1県1事例 約9.1万羽(香川県)

〈令和2年度の発生〉 H5N8亜型(高病原性)

広島県、 徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、 **奈良県、** 四 崎 県 兵庫県、 福岡県、 大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、 11~3月…18県52事例 約987万羽(香川県、 富山県、茨城県、栃木県)

:令和3年度の発生> H5N1亜型/H5N8亜型 (高病原性)

上 葉県、 熊本県、 11~5月…12道県25事例 約189万羽(秋田県、鹿児島県、兵庫県、 宮城県、北海道) 愛媛県、岩手県、 広島県、青森県、 埼玉県、

<令和4年度の発生> H5N1亜型/H5N2亜型

鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、 山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、 茨城県、和歌山県、 10~4月…26道県84事例 約1,771万羽(岡山県、北海道、香川県、 兵庫県、 佐賀県、 岩手県)

〈平成17年度の発生〉H5N2亜型(低病原性)

埼玉県) 6~12月…2県41事例 約578万羽(茨城県、

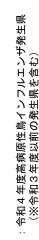
〈平成20年度の発生〉H 7 N 6 亜型(低病原性)

2~3月… 1県7事例 (シずら) 約160万羽

(高病原性) ※野鳥における発生

- ・平成 20年 全3県 ・平成 22~23年 全16県 (他3県における動物園等の
- **訶育鳥からウイルスを確認**、
- 全6県12例 平成26~27年
- 全22都道府県 218例 (H5N6型) 全3都県45例(H5N6型) 平成28~29年 平成29~30年
- (H5N8型) 全18道県58例 令和2~3年
- (H5N1型/H5N8型) (H5N1型/H5N2型) 全8道府県107例 全26道県184事例 令和3~4年 令和4~5年
 - (飼養鳥全5県8事例 (H5N1型)

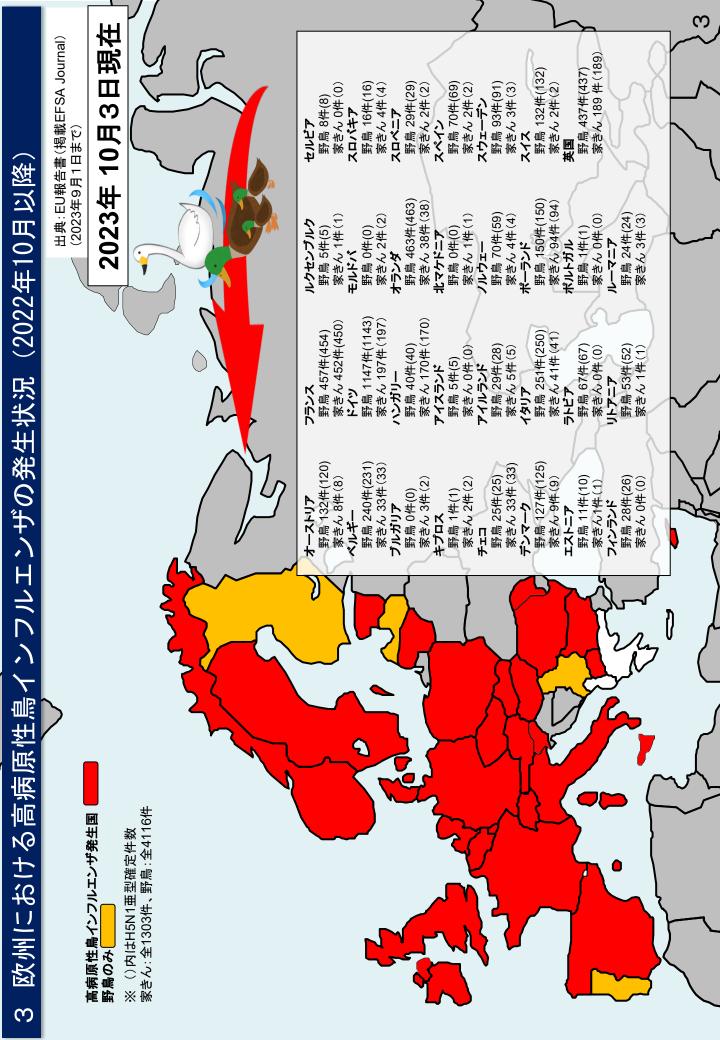




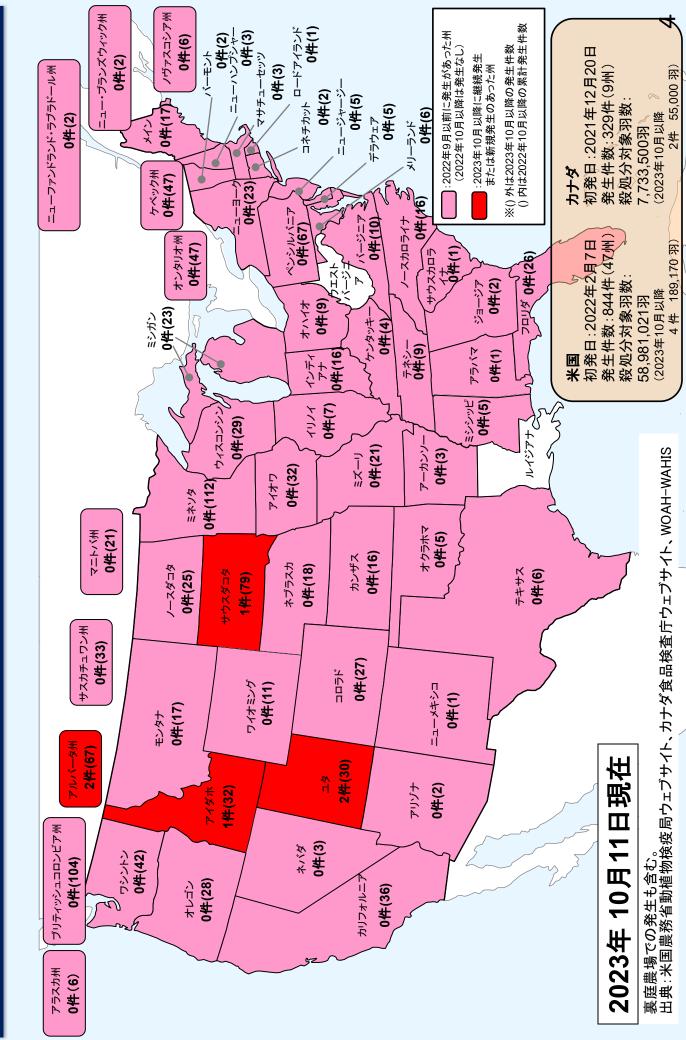
: 令和2~3年度以前の高病原性鳥インフルエンザ発生道府県 (※令和元年度以前の発生県を含む)

: 令和元年度以前の高病原性鳥インフルエンザ発生県

S



4 北米の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況



野鳥との接し方について

- 〇同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道 府県や市町村役場にご連絡ください。
- 〇死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- 〇日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗い とうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 〇野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 〇不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の 接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。 正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。